令和５年(2023年)　６月　２０日

　　　入　札　公　告

　条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、下記のとおり公告する。

下関市長　前田　晋太郎

記

１　業 務 名　　森林経営管理制度に伴う樹種界区分図作成業務

２　履行期間　　契約締結日以降指定の日から令和６年１月３１日まで

３　業務場所　　下関市豊田町・菊川町管内の一部

４　業務概要　　調査業務　一式

　　　　　　　　（詳細　別紙１仕様書のとおり）

５　入札参加条件（次に掲げる要件をすべて満たすこと）

（１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（２）下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の「調査・研究」のうち、「調査・分析」に登録があること。

（３）下関市内に本店又は契約締結権のある営業所等を有すること。

（４）この公告の日から入札日までの間において、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

（５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２５５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

（会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）

（７）本業務の内容と同種（森林資源解析業務のための樹種界区分図作成）、若しくは類似の業務実績を有し、地方公共団体に対し、引き渡した実績があること。

（８）管理技術者は測量法（昭和２４年法律第１８８号）により登録された「測量士」の資格保有者であること。

（９）照査技術者は公益社団法人日本測量協会の「空間情報総括管理技術者」の資格保有者とすること。

（１０）入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。

６　申請方法

　　「入札参加資格確認申請書」（様式１）を、下関市農林水産振興部農林水産整備課（〒７５０-０００５　下関市唐戸町４番１号　カラトピア４階）に持参又は下関市役所本庁（〒７５０－８５２１　下関市南部町１番１号）に郵送（提出期限までに必着のこと）すること。

７　申請書提出期限

　　申請書の提出期限は、令和５年６月２８日（水）１７時までとする。

　　なお、申請書が不備の場合、又は受付期限を経過した場合は受理しない。

８　入札参加資格の決定

　　入札参加資格の審査結果は、「入札参加資格確認通知書」（様式２）により令和

５年７月３日（月）までに通知する。

　　承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

９　契約条項を示す日時及び場所

（１）日　　時　令和５年６月２１日（水）９時から令和５年７月４日（火）

　　　　　　　　１７時まで

（２）備付場所　下関市農林水産振興部農林水産整備課及び下関市ホームページ

１０　質問の方法

（１）本業務の参加申込に関する質問は、下関市農林水産振興部農林水産整備課にファクシミリにて提出すること。（ＦＡＸ番号）０８３－２３１－４７８６

（２）質問の期限は、令和５年６月２８日（水）１７時までとする。

（３）質問の回答は、後日速やかにファクシミリにより回答する。

１１　入札方法

（１）持参によること。郵便による入札は認めない。

（２）入札において使用する入札書は、別添様式（様式３）を使用すること。

（３）落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額を持って落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（４）代理人をして入札させるときは、委任状（様式４）を提出すること。

（５）入札会場への入場は、１入札者（個人、法人を問わない）につき、１名までと

する。

１２　入札日時等

（１）入札日時　令和５年７月５日（水）　９時３０分

（２）入札場所　カラトピア４階倉庫会議室　内

１３　入札保証金

　　　下関市契約規則による。納付の要否及び方法等については、「入札参加資格確認通知書」（様式２）と併せて通知する。

１４　契約保証金

　　　下関市契約規則による。納付の要否及び方法等については、落札者に対して別途通知する。

１５　その他

（１）入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、消せるボールペンは使用しないこと。

（２）入札参加申請を行った者のうち入札参加資格がないと認められる者は、その通

知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を下関市農林水産振興部農林水産整備課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。

（３）（２）に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。

（４）入札に参加する者に必要な資格のないもの及び虚偽の申請を行った者のした入

　　札及び関係法令等に定める条件に違反した入札は無効とする。

（５）入札参加者が入札までに入札条件を満たさなくなったとき、その者のした入札

　　は無効とする。

（６）次に掲げるものの一に該当する入札は無効とする。

　　ア　入札者が明確でないもの又は入札価格を判読することができないもの。

　　イ　入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの。

　　ウ　金額を訂正した入札書によるもの。

　　エ　委任状を持参しない代理人のしたもの。

オ　無権代理人又は１人で２人以上の代理をした者がしたもの。

　　カ　入札保証金の納付がないもの又は不足するもの。

（７）入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認められたときは入札

を中止し、又は延期する場合がある。

（８）落札者が契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受

けたときは、落札決定を取り消し、契約を締結しない。

（９）入札参加資格確認申請に係る費用は全て申請者の負担とする。なお、入札参加

資格の有無に関わらず、申請書類等は返却しない。

以　上